

代金取立規定

1.(取扱証券類)

手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という)は、代金取立として取扱います。

2.(要件の補充等)

手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。

証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続を済ませてください。

手形、小切手の取立にあたっては、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

3.(手数料等)

代金取立の受託にあたっては、店頭掲示の代金取立手数料をいただきます。なお、証券類の組戻し、不渡返却があった場合または店頭呈示を要した場合には、その手数料を別途にいただきます。

特別な依頼により要した費用は別途にいただきます。

4.(発送)

証券類の取立を当行の他の本支店または他の金融機関に委託して行なう場合には、当行が適当と認める時期・方法により発送します。

5.(引受けのない手形等の取扱い)

引受けのない為替手形については、支払人に取立受託の旨の通知を発信するとともに、引受けおよび支払いのための呈示をする義務を負いません。

手形交換による呈示ができない証券類についても同様とします。

6.(取立代金の入金)

手形のうち支払期日までに当行所定の余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので、当行が「期日入金手形」として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に預金元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は支払期日の翌営業日の銀行間における不渡通知時限経過後に当店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。

「期日入金手形」以外の証券類については、銀行間における入金報告によりその決済を確認のうえ預金元帳へ入金記帳し、支払資金とします。

預金取引のない場合は、別段預金により前項の または に準じ取扱います。別段預金の払出しは当行所定の預金払戻請求書に、代金取立手形依頼書に押捺の印章を押印して提出してください。

7.(証券類の不渡り)

証券類が不渡りになったときは、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに「期日入金手形」についてはその金額を預金元帳から引落します。

不渡りとなった証券類は当店で返却しますから、当行所定の受取書に預金取引の届出印(預金取引のない場合は代金取立手形依頼書への押印)を押印して提出してください。

前項の証券類については、あらかじめ書面による依頼をうけたものにかぎり権利保全の手続をします。なお、ご依頼があった場合でも、地理的な事情、その他の理由によって、上記の取扱いができない場合もあります。

8.(証券類の組戻し)

証券類の組戻しを依頼する場合には、支払期日の前営業日までに当行所定の組戻依頼書に預金取引の届出印(預金取引のない場合は、代金取立手形依頼書への押印)を押印して提出してください。

組戻しをした証券類は当店で返却しますから、当行所定の受取書に預金取引の届出印（預金取引のない場合は、代金取立手形依頼書への押印）を押印して提出してください。

9 .(免責)

証券類が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事由によって紛失、滅失、損傷または延着したために生じた損害については、当行は責任を負いません。やむをえない事由による通信機器、回線の障害等によって通信が遅延したために生じた損害についても同様とします。

10 .(譲渡、質入れの禁止)

代金取立の委託にもとづく依頼人の権利は譲渡、質入れすることはできません。

11 .(規定の変更等)

当行は、この規定を、依頼人の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、依頼人の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以 上

(2020 年 4 月 1 日現在)